

第2回東京都廃棄物審議会 廃棄物部会

速 記 録

日 時：平成27年9月17日（木）13:35～15:30

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室26

○田中会長 定刻になりましたので、これから第2回の「廃棄物部会」を開催いたします。

きょうは足元の悪いところ、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

審議に先立ちまして、事務局から出欠状況の確認などをお願いしたいと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

出欠状況についてお知らせいたします。

きょうは、杉山委員につきましては、御都合により欠席と承っております。

したがいまして今、御出席の委員の皆様は4名でございますので、部会委員の総数5名の過半数に達しておりまして、定足数を満たしていることを確認させていただきたいと思っております。

あわせてお手元にお配りしております資料について確認をさせていただきます。

東京都廃棄物審議会廃棄物部会（第2回）といたしまして、会議次第の後ろに、資料1～資料4、同じく参考資料1～参考資料4、さらにもう一枚という形でお配りさせていただいております。

次第の次のページから順次右下にページ番号が記載してございます。

資料1が01～04ページまで。

資料2が05～07ページまでになります。

資料3が08ページの表裏。

資料4が10ページの表裏。

参考資料1といたしまして、千代田区さんで作成されているパンフレットを添付しております。これが12～20ページまで。

参考資料2といたしまして、データ集が21～30ページまでつけてございます。

参考資料3が1枚もので31ページ。

その後ろにA3で2枚、さらに最後に「参考資料」という形でつけてございます。

また、委員の皆様には、そのほかスケジュール関係の資料、それからデータの資料を机上に配付させていただいております。

あわせて第1回の廃棄物部会の速記録についても机上にお配りさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございました。

本日の議題ですけれども、まず「（1）事業系廃棄物をめぐる課題について」、資料の説明の後に御議論いただきたいと思います。

次に「（2）災害廃棄物対策について」、資料説明の後、また議論いただくことになります。

こういった流れでいきたいと思っております。

それでは、事務局から1番目の議題について資料を説明いただきたいと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 それでは、資料を順次御説明させていただきます。

「事業系廃棄物」の資料の御説明の前に、04ページのほうは委員の皆様のみお配りをさせていただいておりますが、資料の03ページ、04ページをごらんいただければと思います。

本日は、3ページで見ていただきますと、資源ロスの削減やエコマテリアルの利用、こちらは資源循環部会で御議論いただいておりますが、本日、廃棄物部会では、3ページの丸で言いますと右側で特に四角で囲っている部分、「事業系廃棄物」のテーマと「災害廃棄物対策」について中心的に御議論いただければと思っております。前回は建設廃棄物について御議論いただきましたけれども、今回、災害廃棄物、事業系廃棄物というところで議論いただいて、この後の議論につなげていただければと思っております。

それでは、資料に基づきまして、事業系廃棄物をめぐる課題につきまして御説明をいたします。

資料2に、きょう御議論いただきたい課題ということで、事務局で少し用意をいたしましたので、ごらんいただければと思います。

初めに書いてございますとおり、東京は政治・経済の中心で、事業系一般廃棄物、産業廃棄物が大変多く排出されているエリアかなと。東京の廃棄物の最終処分量の削減とか、さらなる資源化、3Rを目指していくことを考えますと、やはり事業系廃棄物の資源循環の仕組みをさらにどう発展させていくかというところが大きな課題ではないかと、私どもとしても考えております。当然その中には、事業系の一般廃棄物あり、産業廃棄物ありというところがございます。

まず、その1番といたしまして、主に大規模事業所から排出される事業系廃棄物について記載してございます。大規模なオフィスビルとか商業ビルが非常に多いのが東京の特徴でございますが、そういった建物から排出されます事業系廃棄物の3Rをさらに推進していく必要がある、排出事業者さんにさらに取り組んでいただく必要があるのではないかとということでございます。

特に、例示の品目としては3つを掲げてございます。

1つ目は廃プラスチック類、基本的に産業廃棄物に該当するものだと思いますが、例えば区部の事業用大規模建築物のデータを各区さんで集計されているデータがあるのですが、後ほど御紹介しますが、そちらによりますと、廃プラスチックの2割はリサイクル、あるいはサーマルリサイクルもされていないというデータが出ております。どこまで正確につかめているかというところはもちろんございます。

紙の関係でいきますと、いわゆる雑紙、新聞・雑誌・ダンボール以外の紙類、こちらはまだまだ可燃ごみとして処分されているものが多いと認識をしております。あわせて、オフィスビル等の場合には機密書類で、こちらもしリサイクルに回らず処分されているという形もございます。

それから、電子機器類なのですが、当然オフィスビルや商業施設でも、いわゆる小型電子機器に相当するものも含め、さまざまなオフィスの機器類が排出されます。これも当然鉄とかそういった回収できるものは回収されているのですが、どこまで金属を細かく回収できているかというのは、処理ルートによって差があるのかなと。また、物によりますと、不適正に処理をされる、あるいは違法に輸出をされてしまうという事例もあるというのが現実でございます。

廃棄物処理法では、事業者の責任として、法の第3条に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならない」としていただき、さらに努力義務として「その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うこ

とによりその減量に努める」と記載されております。

しかしながら、法律上の具体的な義務という点で見ますと、もちろん建設リサイクル法の規定はありますが、こういった業務系のビルの場合も、家庭から出る一般廃棄物の容器包装プラスチックについては容器包装リサイクル法だということなのですが、産業廃棄物系について具体的な義務規定、あるいは仕組みを定めたものがあるわけではないということでございます。

家電リサイクル法とか小型家電リサイクル法も、基本的には家庭用のもの、あるいは一般廃棄物ということが対象になってございます。

こういった状況を踏まえて、今回の計画策定に当たって、事業系廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用、3Rを推進していくことをどのようにやっていくかというのが課題ではないかと考えております。

裏の06ページの特にきょう御議論いただきたい点で言いますと、3Rの優先順位を考慮して事業者のさらなる取り組みを促す施策はどういうことが考えられるか。

あるいは、廃プラスチック類や雑紙について、さらなる再生利用を促進する上ではどういうところがポイントか。

小型家電については、小型家電リサイクル法上の認定事業者への引き渡しという努力義務みたいな形になっているのですが、これをさらに推進していく上ではどのようなことが必要か。

特に、こういった業務系のビルから産業廃棄物と一般廃棄物の両方が排出されてくるという中では、都と区市町村が連携を密にしていくことが一つの大きなポイントではないかと考えてございます。

もう一つの論点は、その下にございます中小規模事業所から排出される事業系廃棄物に関するものでございます。商店街も小規模なテナントビル等々もそうなのですが、なかなか1回の排出量が少ない、あるいは廃棄物を選別して保管しておくスペースが足りない、分別の手間がなかなかかけられない、分別をしてもさらに量が少なくなってしまうので長期に保管をしておくことができないということもございます。また、これはビルによって状況も異なりますが、各テナントが個別契約をするところになると、これは保管場所の問題もありますし、収集効率の問題も出てくるということがございます。

そういったところがありまして、小規模な事業所のリサイクルは、もちろん大規模事業所に比べると非常に難しいところがあるという現状かと思えます。

この上では、分別の徹底をするとどうやって収集効率を上げていくかということがございますので、また廃棄物とうまく分けながら、同じ車で運搬をする等々のさまざまな工夫が必要になってくるのではないかと考えられます。

また、一カ所一カ所の事業所ですと効率的にはいかないというところもありますので、ビル単位、街区単位、あるいは商店街単位、そういった中で排出事業者としてのそれぞれの企業さんの責任は徹底をしていただくことを前提にしまして、より実態に合わせた制度的な対応も考えていく必要があるのではないかと考えてございます。

そういう意味では、中小事業者の皆さんがどうやって取り組んでいただくか、また、適正処理ということを確保しつつ、効率的にリサイクルを推進していく上で、現行の規制についてどう考えていくべきなのだろうということがございます。

3 ページにそのあたりを整理しまして、こういった観点で御議論いただければということです。

1 つ目は、やはり今回計画ということでございますので、2050年、あるいは2030年、そういったところをにらんだあるべき姿が一つ大事なかなと思っております。

また、それに向けて、2020年を目途に具体的にどういうアクションをとっていくべきなのだろうと。

さらには、これまでの論点の中でも、御議論の中にも出てまいりましたが、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、そして最後に適正処分とくるわけですが、この優先順位、そして効率化も含めたグローバルな最適化ということを考慮して、どう考えていくべきなのかという御議論があったかと思っております。

さらには、規制の合理化という点では、国に対して廃棄物処理法に関してどのような提案をしていくのか、都としてどのような運用をしていくのかみたいなことについても一つの観点になるかなと存じます。

関連の資料もあわせて御説明を申し上げたいと思います。

12ページの参考資料1は「事業用大規模建築物における優良廃棄物管理者表彰」ということで、千代田区内は産業廃棄物も一緒に出てきますが、事業系の一般廃棄物の排出量が非常に多いということで、千代田区さんでいろいろな形で指導されていて、優良な取り組み事例を毎年こういった形で表彰され、あるいはその取り組みの内容をパンフレットという形で広く紹介されているところでございます。

こちらでは、優秀賞、特別賞、部門賞ということで、それぞれの企業さんでこうやって分別の努力をされている、社員の皆さんにどういうふう徹底をしている、あるいはテナントビルの場合には、テナントさんにどのように徹底をしている等々の事例が、それぞれの企業さんのいろいろな工夫が出てございます。写真も多数掲載をされてございます。御参照いただければと思います。

これが、千代田区さんが御紹介されている優良な廃棄物管理がされている大規模建築物の場合の事例ということでございます。

もう一つお配りしております参考資料2がございまして。こちらに、事業系廃棄物の現状がどうなっているか、あるいはそれに関して行政の対応がどうなっているかということについて御紹介をしております。

まず、都内の事業所の状況なのですが、大変数が多くなっておりまして、民間事業所で63万カ所、就業者数で817万人ということで、全国の中でもそれぞれ11%、13%を超える構成比となっております。

そのほか会社数、あるいは資本金10億円以上の企業をとっても、東京の比率は非常に高くなっているというところでございます。さまざまな中小企業さんが企業活動を展開されていらっしゃるというところで、企業数でいきますと、都内企業の99%が中小企業、また従業員数9人以下の小規模な事業所が全体の4分の3を占めてございます。ただ、就業者数ということになりますと、大きな会社で多数の人が働いていることが生きてきますので、逆に30人以上の従業員の方が働いていらっしゃる、人数で比率しますと、就業者数の約6割になります。そういうのが東京の事業所の状況かなと。

そういったところから排出をされます事業系廃棄物の大ざっぱなイメージについて、次

の22ページに記載してございます。こちらは本当に細かい統計があるわけではございませんので、既存のデータからの推計値です。下のグラフをごらんいただければと存じます。これは事業系一般廃棄物の量です。事業系一般廃棄物の量のうち、区部の排出量について私どものほうで「このぐらいではないか」というざっくりとした推計を行ったものでございます。

棒グラフの一番左は、区が小規模な事業所から出てくる事業系一般廃棄物を有料で収集している部分でございます。真ん中の中小事業所さんと右側の大規模事業所さんは、廃棄物処理業者さんが収集している部分ということです。グラフ全体の量が、大まかな排出量、そのうち上が再利用料、下が処分量となっております。

そうすると、もちろん限られたデータの中からの推計ではあるのですが、大規模事業所ではかなりリサイクルが進んでいると思われませんが、中小事業所では、なかなかそれが進んでいない。結果的には、清掃工場に搬入される、あるいは埋立処分場に入ってくる事業系の一般廃棄物という世界になりますと、大規模事業所と中小事業所で大体同じようなオーダーの量になってしまっているのではないかと考えられます。あくまでこのあたりはかなり大づかみな話でございますけれども、大規模事業所と中小事業所でかなりの差が出ていると思われまして。

その推計しておりますバックデータなのですが、次の23ページに区部の事業用大規模建築物では再利用なり、あるいは熱回収みたいなものがどのぐらい進んでいるかというところを、これは各区さんが集計されているデータをお借りしまして積み上げたものでございます。

こちらにつきまして見ていただきますと、発生量全体で143万トン、真ん中の再利用料は熱回収の部分も含みますけれども、91万トン、処分量52万トンということで、再利用率は64%程度と考えております。

失礼いたしました。先ほど「熱回収を含む」と申し上げましたけれども、紙類などは清掃工場に入っているものが処分量となっておりますので、熱回収の部分も処分量に入っているところがございます。ですので、紙のところを見ていただきますと、コピー用紙とか、この辺は90%を超えている、ダンボールも98%の回収率になっていると思われまして、機密文書とか、あるいはその他の紙類としています部分、これは実際には分別をされていない紙ということなのではございますけれども、こちらについてはリサイクルに回らずに焼却施設に回っているものがございます。

では、今度は小さいところではどんな再利用率になっているのだろうということで、これは原単位調査から作成をした試算値ということでございます。見ていただきますと、床面積3,000平米未満になりますと、再利用率としては、右側が「その他」、一番左が「全体」として19%程度になります。

びんとか缶とか、そういったものが比較的にリサイクルがされている。紙類も少しリサイクルされている。ただ、全体として大規模事業所に比べると、リサイクル率にかなり格差がありそうだと考えております。

これは特に事業系の一般廃棄物の現状ということでございます。

25ページ以下は、事業系廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用に関して、これまでの取り組み、あるいは区市町村の取組事例を簡単に御紹介してございます。

東京都の場合には、本審議会でも御議論いただいた「廃プラスチックは貴重な資源であって『埋立不適』だ」ということに基づきまして、こういった業務系のビルも含めて、産業廃棄物の廃プラスチック類の埋立ゼロを目指した施策を推進してまいりました。都の埋立処分場では、かつては産業廃棄物の廃プラスチック類を中小企業さんから出るものを受け入れておりましたが、今は受け入れてごさいません。

それから、区市町村でも、ほかの区さんもいろいろ取り組まれていらっしゃいますが、先ほど御紹介したように千代田区さんの場合は、1,000平米以上の大規模建築物の所有者に減量等の努力義務があるという制度になってごさいます。

渋谷区さんの場合には、ことしの4月、新しい条例ということでございまして、再利用率80%をやってくださいと。それが未達成ということになりますと、指導とか、いろいろな条例に基づいたものが出てくる、あるいは協力金を拠出いただくという条例を入れたと伺っております。

また、八王子市さんの場合には、持ち込み手数料の値上げとか、細かな指導でいろいろ取り組んでいらっしゃる。清掃工場で受け入れる際も搬入検査をして、紙類なども、市の施設での受け入れ等も含めて、できるだけリサイクルを推進されている。

武蔵野市さんの場合も、もちろん大規模事業所への再利用計画書等もそうなのですが、小規模事業者に対してもいろいろな形で指導されている。

他都市の例を見ても、こちらに札幌市、あるいは仙台、広島、北九州、福岡、横浜の事例、京都、大阪、名古屋、神戸ということで御紹介をしております。

さらに民間レベルでもいろいろな取り組みが行われておりまして、オフィス町内会の取り組みについて、27ページに御紹介しております。オフィス町内会とか、東商エコリーグという形で、小口なものを集めていく仕組みになってごさいます。

28ページを見ていただきますと、帰り便を利用して、コーヒーかす等の回収に取り組んでいらっしゃるケースもごさいます。

さらに効率的にどうやって運搬していくのかということで、回収場所を排出事業者が協同して取り組んでいるというケースもごさいます。

こういう方法が一つやり方としては効率的な回収としてメリットがあるだろうというの、これまで我々でいろいろ議論をしてきたところでごさいます。

さらに、29ページでは回収の仕方として、これはベーシックなところでございすけれども、日本では余りないけれども、海外ではシングルストリームという形で、選別施設まで一本で持って行ってそこから選別をするという方式もごさいますが、これはそれぞれ一長一短かなと思います。

30ページには、先ほど御紹介した渋谷区さんの条例の条文を御紹介しております。

資料の説明は、以上でございす。

○田中会長　ありがとうございました。

「事業系廃棄物をめぐる課題について」、課題となる現状や要因をまとめて説明いただきました。

それでは、「事業系廃棄物をめぐる課題について」、最後の大枠がございす。7ページにあります4つの論点を中心に御議論いただければと思います。

そういうやり方と、それから、現状がどんな課題を抱えているから、その課題を何とか

解決しなければいけないという課題と、それを克服して理想的な状況、ビジョン、あるべき姿をイメージして、それに持っていくためにはどうしたらいいか、そんな形での議論を進めたいと思います。

それでは、5 ページ目の資料 2、できれば前のほうから順番に御議論いただければと思います。

使っている言葉で、「事業系廃棄物」というのは「家庭系廃棄物」に対して使われている言葉で、事業系は事業系一廃と産廃がある。それから、生活系廃棄物はイコールごみ、一般廃棄物だということですね。その違いは、事業者が責任を持って処理するというのが事業系で、家庭系は自治体が責任を持って計画し処理をするということで、それに伴って費用負担も変わってくるということがございます。

内容の説明に対して、質問があればまず聞きましょうか。

はい、宮脇委員。

○宮脇委員 廃プラスチックの問題が大きいということを伺っているのですが、この資料に「廃プラスチックの 2 割は再生利用・熱回収されていない」というのは、多分、通し番号で言うと 23 ページの参考資料 2 の数字の割合から、2 割は何もされていない、要するに処分されているという形になっているかと思うのですが、その熱回収の部分は、産廃の焼却炉等で大規模なものが首都圏にあるかどうかということもちょっとよくわかってはいないのですが、熱回収というか発電までいっているところはなかなかないのではないかと感覚的に思っているのですが、ただ、そうは言っても、発電とまではいかななくても回収しているかもしれないというところで、この処分量だけで「2 割はできていない」というと、何か調査した事例とか、そういうものはございますでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 こちらは、まず熱回収施設の状況でございますけれども、都内にも産業廃棄物で熱回収を行っている焼却施設はございます。大規模な例で申し上げますと、東京都の推進をしてまいりました東京スーパーエコタウンの中でも 1 カ所施設がございまして、ガス化溶融のプラントでございますけれども、高効率な発電施設がございます。そのほかにもございます。

ただ、この再利用の中にそういったものが、なかなか統一されていない調査になっていまして、サーマルリサイクルをしているということで再利用のほうに入っている場合が多いと見ております。もちろんここが若干あれなところがございます。物によりますと、安定型処分場に回っているものもございます。

それから、産廃のプラスチックの再利用のルートは、東京から行っている場合も、熱回収と言いましても、いわゆる廃棄物発電とは違う形の産業施設でのリサイクルみたいなもの、熱利用みたいなものもございまして、非常にさまざまなルートに行っているところがございます。ただ、安定型処分場に回ってしまっているものもあると思います。

○田中会長 今の 20% は再生利用・熱回収されていないというのは、この 23 ページに基づいて言っているわけですか。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。それ以上のデータがなかなかないというのが実情です。

○田中会長 では、23 ページの事業用の大規模建築物に限っての話ですね。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。

○田中会長 それと、廃プラスチックを焼却不適物の中のジャンルに入れていますよね。

○古澤資源循環推進専門課長 失礼いたしました。「焼却不適物」という言葉は、各区で再利用計画書を事業者から出してもらっているのですが、その中にこういう用語を使っている場合もございます。こういう整理をしているというだけで、特にそれ以上のことではございません。例えば、区が集めたものについて、あるいは区市町村が集めたものについて、リサイクルできる廃プラスチックはともかく、それ以外のものは基本的には可燃ごみにされているところが都内ではほとんどのはずです。

○田中会長 経年的な変化の資料がございましたけれども、2004年のところで「廃プラスチックは『埋立不適物』とした」と書いてあるもので、ちょっと違和感があるのですけれども。この中のどこかにありましたよね。

○古澤資源循環推進専門課長 参考資料2、25ページです。こちらに、2004年に答申でいただいたときのものが、廃プラスチックが「埋立不適物」と。

失礼いたしました。2004年ではなくて、2006年、平成18年の記載の間違いでございます。

○田中会長 本当。2004年でしょう。廃棄物審議会で決めた時の話ですよ。

○古澤資源循環推進専門課長 そうですね。

○田中会長 これは2004年、3 R イニシアチブ、G 8 と同じ年だったと思うのだけれども。その辺はちょっと確認してください。

○古澤資源循環推進専門課長 済みません。

○田中会長 同じ5 ページに、電子機器類が「不適正に処理されたり、違法に輸出されている」という言葉で書いているのだけれども、その根拠があるのですか。

○古澤資源循環推進専門課長 根拠は現実の事例ということで、私どもで現認しております事例の中に、廃家電等が、場合によりますと有害物質も含んだ状態のものが圧砕をされて、あるいは輸出に回っているという事例がございます。

○田中会長 輸出が違法だというのは、手続が問題なのですか。手続をやれば輸出できますよね。

○新井不法投棄対策担当課長 雑品として無確認輸出される例がある。廃棄物の輸出には、国の確認を出してというのがあるのですけれども、それを無確認で金属スクラップとして輸出してしまうということです。

実際に去年も、私どもが調査している中では、廃家電が家庭系と事業系と両方あると思うのですけれども、不用品回収業者であるとか、それから解体の現場の中から持ち去ったものであるとか、そういったものをスクラップとして売ってしまっ、それを粉々に砕いて、下手をするとごみを混ぜて、スクラップの中に混ぜ込んで輸出をしてしまっとか、そういったものについては、やはり試験をすると重金属、鉛とかヒ素などが出ています。実際そういう事例もありますし、今年度から本格的に調査しているのですけれども、割と大規模にやられていたりして、その辺の水際でとめるというのが、コンテナだけで言うと、東京港だけでも何十万トンというコンテナがあるので、それを国とか税関が全部開扉して検査をするのは不可能ですので、事業所とか排出元から出るときに、やはり我々としてとめていかなければいけないという問題意識があります。

解体現場に残置されているものであるとか、そういったものは、この場で言うのもあれですけれども、いろいろなルートがあっ、職人さんがお小遣い稼ぎに持って行ってしま

って、持ち込んで売ってしまうとか、そういった不適正な処理をしたものが表へ出ていくものが後を絶たないというのが現状でございます。

○田中会長 一般にそういう指摘がされますが、資源が広域的に有効に活用されるのは悪いことではないなと思っているのですけれども。

○新井不法投棄対策担当課長 それが処理基準を満たしていればいいのですけれども、実際に立ち入りをする、例えばエアコンなどは皮をむいてしまって、そのままバリバリと重機で圧砕してしまうということで、家電リサイクルの適正なルートに乗せると、資源化率としては高いのですけれども、そうではないものについては、銅とかアルミだけとって、あとは砕いて捨ててしまうとかという事例があって、リサイクルですとか、適正に処理されていないものが多く見られるというところでございます。

○田中会長 できるだけ根拠のデータをつけて物を言わないといけないなと思って、廃棄物だからということで、そういう想像をして言う場合がよくあるので。

○新井不法投棄対策担当課長 なるほど。

○田中会長 ペットボトルでも、海外からの購入の価格が高いから流れていますよね。でも、地球全体では資源が保全されていることにつながれば、否定するものでもないと思っています。

1 ページにいろいろな課題を挙げていらっしゃいますので、この辺も。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 まず、この資料2の1ページ目について、いろいろな課題があるということですが、もう少し具体的なイメージがわかったほうがいいと思います。例えば、廃プラスチックについて、事業系の廃プラスチックは一体どんなものがあるか、非常にきれいなプラスチックフィルムのようにマテリアルでリサイクルできるもの、それから有機物が付着した弁当がら、こういうものは恐らく同じやり方では再生利用はできないと思います。

廃棄物処理法の問題は、廃プラというと、全部同じ方法で同じ業者に行くイメージなのですが、実は品質によってかなりルート、あり方が違う、適正処理の考え方が違うわけですね。そうしますと、再生利用率が2割と言っても、ある意味で再生利用に適したものだけなのか、それ以外も含んでいるかが重要です。再生利用に適しない場合には、熱回収が適切になります。一体廃プラスチックのうち何割ぐらいがどういうリサイクルが最も効率的で、かつ実施されているかということを、やはり細かく見る必要があると思うのです。東京都の一番典型的な、大規模な事業系排出施設として、例えば東京都庁の事業系のごみはどうなっているかということなども例として挙げていただけるとわかりやすいと思います。

私が思いますのは、きれいなものはマテリアルリサイクルをする。有機物が付着したものは、焼却しないと衛生上の問題が発生しますので、むしろサーマルが向いている。そうすると、例えば東京都庁のごみはそういうふうになっているか。そういうふうにするには、どういう施策が必要かという東京都庁の排出実態、処理実態を踏まえた考え方をしていただきたいと思います。

特に、弁当がらは産廃だからマニフェストを使ってくれと言われても、衛生上の重要な問題がありますので、私はずっとそういうふうになっているのですけれども、弁当がらは事業系一廃で熱回収をするという形で焼却するのが、恐らく産廃としてマニフェストを切

るよりは、衛生という観点で適正処理に合っていると思うのですね。

紙類も同じでありまして、有機物の付着している紙、例えば食品を包んだようなものは、マテリアルリサイクルには衛生上の問題もありますし、なかなか難しいわけですね。しかし、再生利用が適した紙もあります。そうすると、どういう紙が実態として発生していて、それはどうやって適正処理をするのが最も合理的かということを考える必要があります。

例えば、東京都は機密書類はどうやって処理されているのでしょうか。少なくとも私の事務所は、いろいろな個人情報とか企業秘密を扱っておりますから、法的には事業系一廃ですけれども、東京都の回収に出すわけにはいかないわけですね。ですから、機密文書として厳重に運搬を管理し、溶解処理するところに契約して広域で処理してもらっているわけですね。ですから、そういう意味では、東京都が把握しているようなやり方ではない。かなりのオフィスが個人情報や企業秘密を扱っておりますから、そういうものは可燃ごみとしても処理されていないし、事業系一廃としても処理されていない、古紙回収にも出さないというのが、相当の実態があるのだと思います。

それから電子機器は、パソコンとか、私も時々不要になって取りかえますけれども、ほとんど下取りしてもらっているのですね。というのは、パソコンを1台出すのに産廃業者と契約をして manifests を切るといっても、データの消去が心配になります。そこで、いつもパソコンを買っている会社にデータを消去してもらって下取りをしてもらうというやり方をしているのですね。そうしますと、普通の事業者がどういう対応をしているというリアリティーのある形で考える必要があります。電子機器でもデータのあるものとないものと違います。個人情報の入っていないものは、小型家電リサイクル法に基づき、どこかにボックスがあって、そこに入れば、金属回収をしてもらうというのが一番ありがたいわけですね。ところが、事業系については、そういうシステムが全くありませんので、非常に捨てにくいのですね。

というふうに、現状が非常に捨てにくい、また事業者が安全だと感じる方法と法律が合っていない。そういうなかで統計を示されても、抽象的過ぎるのではないかなと思います。
○田中会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。何人か意見をいただいて、それからまとめてお答えいただきましょうか。

ほかは。

生活系廃棄物と事業系廃棄物というのが、自治体によって必ずしも同じではない。それから、事業系の一廃と産業廃棄物の区分も、自治体ごとに問い合わせると、必ずしも統一されてはいないというのが実態ですよね。そもそも産業廃棄物は特定の事業者から同じような特質のものが大量に出るので、それを適正に処理するためには、一般廃棄物の処理技術とは違ったものを使わないといけないということがあるので産廃を決めた。

家庭から出てくるものと同じような食べ残しとか、弁当がらとか、そういうものは自治体の処理施設で十分処理できるので一般廃棄物だということだけでも、自治体によってはプラスチックは業種限定がないので全部産廃だという指導をしているところもあるし、一廃だということで自治体が回収して処理しているところもある。その辺随分違いますよね。その辺のあれはどんな感じですか。東京都の中でも、区ごとにまた違ったりということもあるのかどうか。

○古澤資源循環推進専門課長 では、今いただいた御指摘なのですが、実態が本当にケース・バイ・ケースで、私どももうまく整理をすることができていないというのが実情で、こんなまとめ方になってしまっているところがあるのですが、まさに御指摘のとおり、そもそも事業系一廃と産業廃棄物の区分が、これは先生のお話の自治体の指導というものなのですが、実際にはビルによりまして分け方も違うみたいなどころもありまして、入っているそのビルの廃棄物を処理されている処理業者さんの処理の方式もそれぞれ違うというところがあるので、物の分け方自体が違ってしまっている。あるいは本当にケースによっては一般廃棄物と同じ扱いで弁当がらという形を、23区の場合には一般廃棄物処理の中で受け入れているところがありますけれども、この法的な位置づけが必ずしも明確になっているわけではないというのが現状です。

ですので、廃プラスチックは「産業廃棄物」と法律上は書いてあっても、田中先生が御指摘になったようなそもそもの法律の趣旨という問題もありますし、それから佐藤先生御指摘の有機物の付着の問題もあって、実際に一般廃棄物処理の中で現状処理をしているという部分も量としてございます。それらについて、現行法の書きぶりとの関係で、実態と法律がなかなか合致をしないところはどうしても出てきていると思います。

それから、佐藤先生が御指摘のように、では廃プラスチック類という形で、弁当がらのように有機物が付着したものも含めて産業廃棄物ということで処理されているところもちろんです。その場合にも、クリアなものと汚れたものと分けてリサイクルに回すというのが一つの方法になるのですが、この場合には、ある程度量がないと、分けた場合のコストの問題が当然出てきてしまう。きょうの資料の06ページの小口のところにも書きましたが、そうすると、今度収集効率、収集の仕方を工夫しないと、現実には分けてリサイクルに回すことができない。そうすると、有機物が付着したものも、そうでないものも、一緒に処理をせざるを得ないという形になってくるのかなと思っております。

紙についても、御指摘のとおりのところがあると思います。古紙としてリサイクルをするもの、食べ物が付着しては、とてもそういうことはできませんので、そういったものは可燃ごみとして処理をされるのが当然だと思うのですが、そのあたりのルールが、紙の場合には、いわゆる新聞・雑誌・ダンボールは、古紙業界の規格もありますし、実態としてもかなりクリアにわかりやすくなっているところがあるのですが、そのほかの品目については、どういうルールでやっていこうよという統一がないもので、本当にそれぞればらばらになってしまっている。これがわかりにくいと同時に、効率的な収集形態をつくり出せないでいることにもつながっているのではないかと思います。

電子機器についても、先生まさに御指摘のように、小型家電リサイクル法の対象品目、類似物、同等物が出てきて、あるいは法律上も入ってくるものですが、それが区市町村のほうは小型家電リサイクル法に基づいて少しずつ回収の仕組みをつくっているけれども、事業所のものについてはその対象になっていないということで、特に小さい事業所さんの場合には、出すときに普通の産業廃棄物としてほかのものと一緒にせざるを得ないというところも多々あるだろうと認識してございます。

そのあたりが少し実態が複雑で、我々もどう整理をしていいかというところがまだできていないところでございます。

○田中会長 いかがでしょうか。何かありますか。

はい、どうぞ。

○佐藤委員 国のルールとの整合性という問題があるのですけれども、私はやはり東京都だけのボリュームがあれば、ある程度思い切って東京都ルールをつくれればいいと思います。例えば、自宅で使った医療の注射針は東京都ルールで、ほかの自治体とは違うやり方をしていると思うのですけれども、それによって事故が非常に減っているとか、道路での安全性、それから事故の防止など、環境や衛生には大変いい状態になっているわけですね。

ですから、もちろん国の法律は大事ですけれども、都民の生活を守るとか、それから資源を循環するという高い目的から考えると、少しチャレンジングなところはあるかもしれませんが、個人が排出する医療器具と同じように、より適切な東京都ルールをつくってしまったほうがよいと思います。それに合理性があれば全国が自然についてくるところもあると思います。廃プラスチックも、廃プラスチックというルールしか法律にはないわけですけれども、有機物の付着したものと付着していないものがあるというのが現実ですから、それについてはきめ細やかに東京都ルールをつくるというのは、私は大きなチャレンジであり、同時に意味のあることだろうと思います。

○田中会長 江尻委員。

○江尻委員 私も今、御発言いただいたことと全く同じように思う部分があります。例えば、一般廃棄物、家庭から出るごみの場合ですけれども、今、お弁当箱の話が盛んに出ておりますけれども、汚れている、しかも家庭で洗えない状況があったり、外で食べたものを持ち帰ってお家で捨てるといった場合には「可燃ごみとして出しましょう」というところが非常に多くなっております。そうでないものは、もちろん容リプラとして出しましょうということになっています。

ただ、現実の中で、家庭での廃棄物、お弁当箱の場合も、絶対に洗って出しましょう、極端すぎるかもしれませんが、水を汚してでも何でもとにかく洗って出しましょうという指導をしている自治体も実際あります。市民として、都民として考えたときに、どちらのほうがより環境に負荷が少ないのか、また、ごみの処理にとってプラスなのかなと考えますと、汚れたものは洗えばいいのですけれども、無理して洗ってまで容リに出す必要があるのだろうか、プラとして出す必要があるのだろうかというところは疑問視されるころではないかなと思っています。

現実の問題として今、大きな事業所のお話をしていますけれども、中小の事業所の場合には、これは家庭とかなり近い部分が私はあるのではないかなと思っています。今、衛生上の問題が盛んにと言いましたけれども、衛生上の問題というのは、廃棄物を考えたときにすごく重要な部分だと思いますので、そのあたりのところも今回一つの視点として考えて、分類の方法、分別の方法、処理の仕方をまさに東京都ルールといいますか、新しい提案として出していけると、特に小さい事業所は分別の仕方などをまた考えることができるのかなと思っています。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

2つだけ指摘しておきたいと思います。自治体が一般廃棄物として自治体の施設に受け入れておりますけれども、その規制を厳しくして、これは受け入れないのだというふうにして、自治体の施設で処理しているものが一般廃棄物で、そうでないものは産廃処理業者

の力で処理をしているのでそれを産廃だと。現実には、統計上はそういうふうになっているかなど。ですから、リサイクルを進めて、ごみの量がこんなに減ったといった場合も、かなりの部分はそういう交通整理によって受け入れるものを厳しく制限したために数字が小さくなっているということが一つありますね。

それから、民間の企業も、リサイクル率が非常に高い数字で出て、産廃処理業者に頼むのも、「リサイクルをやります」と言う仕事がもらえるけれども、「焼却したり埋め立てします」と言う仕事がもらえないので「リサイクルをやります」「リサイクルをします」ということですので、再生資源という数字がいろいろ出ているけれども、具体的には最後まで見るとどうなっているかというのは、ちょっとあやしいなというのが一般的なのではないかなという気がします。

それから、あるべき姿、望ましい姿というのがどういうものかということで、東京ルールをつくる場合も、これがいいのだという物差しを明確にする必要があると思うのですよね。だから、より安全な処理システムをつくる。それから何回かおっしゃったのですけれども、「効率的な」というのがありますが、逆に言いかえれば、安全な、適正な処理を最も安く提供するという視点でこういう東京ルールだというような、量を減らすとか、リサイクル率を高めるとかというのは手段の物差しであって、それが高いほどいいというのは、ちょっと気をつけないといけないなと。トレードオフの関係がありますので、あるものを上げれば、ある物差しはだんだん悪くなるということで、両方考えるとこれがちょうどいいのだというものを、いいあんばいの東京ルールをつくるのはいいことだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

7ページの「特に御意見をいただきたい」という点では何かございますか。こういうのも触れられていると思いますけれども、

はい、宮脇委員。

○宮脇委員 幾つか御意見が出ていた東京ルールの話とか、今おっしゃられた将来的な2030年とか2050年を目指したところの姿で考えなければいけないという話だったかと思うのですが、我々はこういう姿があるとすぐ具体的に出せるというわけではなくて、都内の、例えば大規模に出されている事業者さんとか、もしくは中小、もしくは小さな事業者さんが今どんなところで困っていて、どんなふうに出せば、佐藤委員からもお話がありましたが、こんなふうにしていたら出しやすいとかいうのは、事業所としてきちっとヒアリング調査をかけていけばある程度見えてくるような気がするのです。そうすると、具体的な施策みたいなものが何か出てくるのではないかと、実際に具体的にやるべきこととか、もしくはどういうふうにすれば、東京都内のリサイクルがうまくいくかというのは、多分そういうところから出てくるのだらうなと考えていて、大きな意味で「あるべき姿はこうです」というのは、こういう会議だけではなかなか出てこないのかなというのは、感想みたいなものですが、思っています。

それから、社会的規範というのが2番目に書いてあるのですが、それこそ先ほど田中先生がおっしゃったように、プラスチックは燃やしてはいけないというのが、例えば30年前はそういう時代だったのが、ある時点で、そのときそのときの社会状況によって変わってくるということなので、これも事業系ごみのさらなる資源化に向けた取り組み、方策を考えて、我々に意見をくださいということなのですが、これについても、私たちがこうだと

言うわけではなくて、何か聞き方みたいなものをここで少し、こんな調査をしたらいいいのではないか、ちょっと具体的にまだ考えていないのですが、そういうものが出てくるといいかなと思っています。

ちょっと半分感想なのですが、よろしくお願いします。

○田中会長 3番目に、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、それから最終処分、こういうヒエラルキーが循環型社会推進基本法には書いてございますが、同時に、経済的な理由、あるいは技術的な理由では、必ずしもこの順番ではないということも読み取れるわけです。今や、廃棄物の素材に応じた適切な対応、逆に言えばガラス類とか金属類は熱回収はあり得ないだろう、それから、熱を持っている紙や、あるいはプラスチック類は先ほどお話があったように、汚れたものは当然焼却してエネルギー回収だろうというのが今の常識ではないかと思います。

特にエネルギー回収が、焼却というのが非常に低く評価されていましたが、今やむしろ逆ではないかなと。物質回収が結構エネルギーやコストがかかるので、プラスチックのようなものは1キロワットアワーでも、太陽光は1キロワット40円で買うわけですから、それが片方そんなにニーズがあるものをただで使える燃料を使わない手はないというのが今の状況ではないかと思いますよね。

この事業系の廃棄物は、一旦この辺でいいでしょうか。何かございますか。

なければ、その次のテーマに。

○古澤資源循環推進専門課長 いろいろと御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。私ももといたしましても、御指摘のあった、区市町村の皆さんと事業系の廃棄物の3Rをどう進めていくかのルールづくりを、これから議論を進めてまいりたいと思います。あわせて、業界の皆さんともいろいろ連携をしていく必要があると思っています。

その際、事業系のリサイクルのルールをつくる上では、きょう御指摘いただいた、そもそも一廃と産廃の区分をどう考えるかという重要な論点、あるいは衛生ということを重要な視点に置くべきだ、あるいは排出のしやすさとか、そういった実態も踏まえたものにすべきだという御指摘をいろいろいただきましたので、そういったところを十分考慮に入れて、関係者との議論を進めてまいりたいと思います。

それからまた、将来の望ましい姿として、もちろん資源の回収もありますけれども、安全とか効率も含めて、いいあんばいのところを目指していくという観点で、あわせていろいろな皆さんの意見を反映させていくべきではないかという御指摘だったと思いますので、そういったところもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

そんな形で、区市町村とも議論をしてまいる考えでございます。

○田中会長 一つ参考になるのが今、エネルギーシステムの改革方針というのが随分議論して出されましたよね。あの考え方は廃棄物処理システムの改革案を議論する上においては参考になるのではないかなと思うのですね。だから、社会が出している廃棄物を、安定的に処理サービスを提供するということで、それを経済的にするというで、必要なエネルギーを、節電とかいうのもありますけれども、社会全体としては必要なものを安定的に供給する。その結果、来年から全面的に自由化ということで、場合によっては一廃と産廃が何で一緒にできないのとか、そういう議論があるのですけれども、大きな改革というとその辺まで視野に入れた理想的なビジョンを出したいところですね。

では、次の議題に移りたいと思います。

次の議題ですけれども、「災害廃棄物対策について」ということで、まず事務局から資料説明をお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 それでは、お手元の08ページ、資料3「災害廃棄物対策について」を御用意しておりますので、御参照ください。

これは今般、廃棄物処理法の改正がございまして、非常災害によって生じた一般廃棄物、それを「災害廃棄物」と称しているわけですが、その減量その他適正な処理ということで、廃棄物処理法に基づく都道府県の廃棄物処理計画に、これを災害廃棄物の適正な処理、生活環境の保全や公衆衛生上の支障を防止するための事項等を廃棄物処理計画の中に規定をしていくという法律の改正がございました。

これにつきましては、どういう内容かと申しますと、参考資料3ということで、右下のページで言いますと31ページに記載をしております。こちらは、条文そのものではなくて、環境省から出た通知を抜粋したものでございます。ちょっと見ていただきますと、「都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加」ということで、これまで事前の備えが十分でなかった自治体において、災害廃棄物の処理に混乱があったと。環境大臣が定める廃棄物の排出の抑制、再生利用等の減量その他その適正な処理に関する施策の基本的な方針という廃棄物処理法の基本方針がございまして、都道府県が定める都道府県の廃棄物処理計画というのもございます。今まさに御議論いただいている都道府県廃棄物処理計画という形でございます。これらについて、国の基本方針、それから都道府県廃棄物処理計画において、非常災害時の対応ということで、災害廃棄物の処理等に関する事項を規定することになったということでございます。

どういう内容を規定しなさいということについては、①②③と3つございます。

1つ目が、非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項ということで、「例えば」ということで、災害廃棄物の仮置き場とか、処理とかに関する基本的な事項とされてございます。

2つ目は、同じく災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項ということで、こちらには災害協定とか、災害時の災害廃棄物処理に関する協定、あるいは事業者さんとの協定、あるいは市町村で災害廃棄物を処理することに著しい支障が生じた場合において、地方自治法に基づいて全部または一部を都道府県に事務委託をするということが実際には行われてきているわけですが、こういったことを想定した対応を記載しなさいというふうになってございます。

3点目は、産業廃棄物処理施設の整備に関して、震災対策等も含めて、非常災害に備えて配慮すべき事項について規定をしておく必要がある。特に、施設の処理能力の把握をし、あるいは施設情報について市町村とも共有しておくということを国としては想定しているということでございます。

今回この法律の改正がございましたもので、廃棄物処理計画の変更、まさに本審議会でも御議論いただいているプロセスにおいては、災害廃棄物対策基本法に基づいて策定をしております地域防その他、私ども東京都においても、災害に関する対策をいろいろこれまでも取り組んでまいりましたので、そういうものと整合を図りつつということで、各地域の

実情において具体的な内容を定められたいという趣旨と思います。

あわせて、非常災害時における国、都道府県、市町村、事業者間の適切な役割分担については、全国8カ所に設置した地域ブロック協議会または連絡会を活用して、各ブロックの行動計画として取りまとめて実施していくということもあわせて環境省から通知をいただいております。

資料3、8ページにお戻りいただけますでしょうか。今回こういう趣旨の改正がございました。もちろんこの背景には、東日本大震災を初めとして、近年の災害という経験があるわけですが、あるいは東京の場合には伊豆大島の土砂災害という経験がございます。こういった経験からしても、非常時に備えて計画的な対応をしておくということは大変重要と考えてございます。

そういった観点で今、1、2に書いてありますことは、先ほど国の通知のほうで御紹介した内容そのままですので、もう繰り返しません、廃棄物処理計画の中で災害廃棄物対策について規定をいただくことが必要ということでございます。

今後の取り組みなのですが、もちろんこれは具体的な内容については、さらに実践レベルの対応が必要と考えてございます。08ページの3に記載してございます。今回廃棄物処理計画で、基本的な事項について改めて御議論いただいて、取りまとめていただいて、その後関係自治体、関係団体と連携を図って、私どもとしては来年度以降、災害廃棄物処理に関して具体的な対応を「東京都災害廃棄物処理計画」という形で取りまとめていきたいと考えております。

したがって、現時点では具体的なところが見えてこないところもありますけれども、廃棄物処理計画の事項としても規定をされたということで、先ほど御紹介した3つの事項等について、特に留意すべき事項、大きな方向性みたいなところで御議論をいただければと存じます。

あわせて、参考資料4ということで、A3のペーパーを2枚おつけしてございます。実際の災害廃棄物処理がどういうものか、あるいはこれまで東京都はどのような経験をして、どのようなノウハウを蓄積しているのかということで、2つのこれまでの対応を御紹介させていただきますと思います。

1つ目、32ページは東日本大震災のときの支援という形でございます。こちらの場合は、岩手県、宮城県内で発生しました災害廃棄物を、東京都もいろいろ協定を締結したということで、東京都と東京都の外郭の東京都環境公社が一緒になりまして、岩手県、宮城県と災害廃棄物の処理に関する協定をそれぞれ締結いたしました。この協定に基づきまして、被災地の災害廃棄物を都内まで運搬してまいりまして、これを都内の各区市町村、それから民間事業者、民間の産業廃棄物処理施設、こういったところにみんなが御協力をして、破碎・焼却等の処理を行ってきたということでございます。

2つ目の四角、左側の真ん中あたりに細かい事実経過ということで書いてございます。「災害廃棄物の処理基本協定」ということで、岩手県さん、宮城県さんとそれぞれ協定を締結いたしました。また、民間の処理施設におきましても御協力をいただいた、都内の市町村の清掃工場についても、試験焼却等も行っており、いろいろ準備をいただいたということでございます。

実際の処理事業等については、このページの右上に記載してございます。グラフを見

ていただきますと、それぞれ赤の部分が自治体の清掃工場で処理したもの、青の部分が民間の処理施設で処理された量ということでございます。平成26年2月をもって全ての処理が完了したということで、その効果ということで写真をお示ししてございます。各地で堆積されていたこういった災害廃棄物の山を選別して処理をするということで、復興に一定の貢献ができたのではないかと考えてございます。

この間で、もちろん復興に貢献をした、あるいは引き続きいろいろな形で復興を支援していくということは重要なのですが、災害廃棄物の処理という観点でございまして、右下に広域処理のノウハウということで、実際のがれきの処理について、選別とか処分、処理のノウハウがどういうものかということについて、被災県の皆さんと一緒に我々も経験することができた。あるいは安全、安心に広域的に災害廃棄物を輸送するシステムということで、JRの鉄道コンテナを使つての輸送ということで構築をした。都内の市町村、あるいは民間の企業さんと災害廃棄物の処理について信頼関係、協力関係を築くことができたということがございました。

次の紙、都内で平成25年に発生しました大島町の災害廃棄物処理の中で、この関係を非常に有効に活用することができたと思っております。

平成25年10月の台風26号で、大島で土石流災害が発生したということで、災害廃棄物が発生いたしました。もちろん一義的には大島町の処理ということになるのですが、大島町で島内処理をしたもの、これは仮置き場からさらに選別をして、それを島外に搬出していくと。島外搬出をする以降については都が実施をするという形の役割分担を、それぞれ地方自治法に基づいて、大島町が東京都に事務を委託するという形で実施いたしました。

さらに持ってきた廃棄物についても、都内の市町村の処理施設、あるいは民間の処理施設で処理を行ったということでございます。

こちらについては、処理量等は同じく右上に記載をしてございます。島内処理、もちろん島内、大島町さん主体で処理をされた量がございます。そのほかに島外に搬出したものとしましては、主に廃木材、可燃性の廃棄物、建設混合廃棄物というようなものでございまして、島外処理量ということでは、右上の折れ線グラフ、棒グラフのほうで月別の処理量と累計の処理量が記載してございます。

例えば、木材については、民間施設でのリサイクルも含めて実施をされております。それから、この間も東京都環境公社、東日本大震災のときの実績、ノウハウを生かして、災害廃棄物の受け入れ等、あるいは輸送等に関する管理業務を担ってきているということがございます。

こういった経験を次に生かしていかなければいけないということで、我々もこういった形で情報を記録としてしっかり残して、かつノウハウとしての蓄積も図っているというところでございますので、あわせて御報告をさせていただきました。

災害廃棄物についての資料の御説明は、以上でございます。

○田中会長　ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、質問なり御意見をいただきたいと思っております。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　2点あるのですけれども、まず今回の立法を受けての処理計画の考え方なのですけれども、広域での扱い、つまり災害というのは広域で発生することがありますので、

都道府県間の連携については、起こってみなければわからないという部分はあると思うのですけれども、どういう考え方があるのか伺いたい。それが1点目です。

2点目は、最終処分場が足りないという問題をどうするかということなのですね。例えばこの東日本大震災の場合に東京都で受け入れられたものについて、最終処分はどうかだったのか。受け入れて焼却とか破碎は助け合えばできるのですけれども、最終処分場をそのために一つつくるとするのは非常に難しいですので、ある意味で、最終処分する量はもう一度その自治体に返すのか、費用分担するという話なのか、それから一廃は最後まで一廃みたいな話はございますけれども、こういうものは特別の考えで産廃の最終処分場に入れるということなのか。今、キンキクリーンで大きな訴訟が起きていますけれども、もし最終処分場が経営が立ち行かなくなったときに、それを出した自治体に損害賠償請求が来るということがあり得るわけですね。そうすると、こういう広域との連携について、最終処分場の確保をどういうふうに考えていらっしゃるのか。2つの点を伺いたいと思います。

○田中会長 最後におっしゃったのは福井県の処分場ですね。

○佐藤委員 はい。

○田中会長 それでは、今の質問に関してお答えがあればお願いしたいと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 まず、1点目の広域的な連携なのですが、まさに東日本の場合も、起きた後で広域的な連携の体制をつくっていったというところがございます。もちろん事前にどういう体制を、国のほうでもいろいろな議論がされていると伺っていますし、環境省でも広域的な支援体制ということで、災害廃棄物の処理をやっていく上ではノウハウということも非常に大事ですので、そういった支援を行う体制も構築に入っているという状況でございます。

ただ、まだ現時点では、例えば東南海の巨大地震が起きたときに、東京がどういう想定のもとでどういう役割を果たすかという具体のルールを構築しているというところには至っておりませんし、また首都直下地震で東京が非常に大規模な被害を受けたときに、もちろん首都直下地震の場合は、首都圏のいろいろな県でそれぞれ大きな被害が出得る可能性があるのですが、ほかの県さんとどのように連携を図っていくのか、あるいは支援をお願いするのか等々について、現時点で想定できているわけではございませんが、大変重要なところだとはもちろん認識してございます。

特に、最終処分場の扱いとかはどうするのだというところもございますが、私どもの東日本大震災で受け入れたときには、焼却灰等は都の埋立処分場も有効活用して利用したというところがございますが、これは本当に量の問題もありますので、そういう場合が可能な範囲というのも当然出てこようかなとは思いますが。特に広域については、御指摘のとおり、何分にもまだまだ枠組みが十分想定できていないというところが実情です。これもどちらかというと今、災害廃棄物の処理計画で、まず第一に想定が首都直下地震というところでありまして、これが出た場合にどうしようかというのが最大かつ優先という状況でございます。

○田中会長 協力協定というのは、自治体同士もありますし、それから民間の産廃処理業者の協力協定というのもありますし、それから東京都自身が他の自治体の災害廃棄物をどう手助けするかという準備もありますよね。協定、協力し合うという中身もケース・バイ・ケースであると思いますね。

何かほかにございますか。

今回の水害の例を見ると、とりあえず仮置き場がないとかいうのでいろいろ問題になっていますよね。そうすると、9ページにきょう御意見いただきたいというところで、災害廃棄物対策の追加すべき事項というので、これになるかどうかあれですけども、計画の中に、人の避難場所というのは大体決まっていますけれども、廃棄物の避難場所、すなわち仮置き場をどのように計画の中に入れ込むかというのが一つありますよね。

それから、お互いの協力協定みたいなものを前もって考えておくとか。

それから、量が多いと、新海面の埋立処分場をどう使うかというのと、そんなものでは桁違いに間に合わない量が出た場合に、よく海外では、あのときの災害でできた山があるとか、もう山ができていますよね。そうすると、護岸をつくって処分場をつくるようなことではなくて、もうあそこなら処分してもいい、あるいは海面を使ってもいいという想定しておかないといけないこともあるかもわからないですね。何億トンというレベルの災害廃棄物の量になると、一時避難場所みたいな、仮置き場というものではなくて、とにかく仮処分するという、と思いつくところですけども。

はい、宮脇委員。

○宮脇委員 関東大震災のときのことでいろいろ書かれている、例えば横浜の山下公園はまさに先生がおっしゃったように、当初は別に埋立地を予定していたわけではないですが、そういう形で震災の首都復興のために、急ぐためにということで決めたという話も聞いたことがありますので、だから、そういうものも確かに法にのっとった形と非常時の対応とで何らかの方策で、例えば今、首都の直下型地震が来るとこれだけ出ますよというある程度推定が出ているのですが、見させていただいた感覚では、それを置くようなスペースは多分都内にはないのではないかなという量が見えていましたので、そういう場合の特例措置をこういう中に、長期的なことというところと少しは書いておいてもいいのかなとは思っていますね。

○田中会長 想定外の量が出た場合とかね。

はい、何かありますか。

○古澤資源循環推進専門課長 今の御指摘のところなのですが、一つ仮置き場の問題がございます。大変重要な問題だと私も認識してございます。都としても、災害時に備えたオープンスペースを確保していかなければいけないと。そこは避難場所にも必要でございますし、それから物資の輸送にも大変重要でございます。あわせて、ほかにもいろいろございますけれども、当然災害廃棄物の仮置き場、一次、二次の仮置き場が復興のことを考えると大変重要になってくるというところを承知してございます。もちろん区市町村とも一緒になってスペースを確保していかなければいけない、これがある意味では、東京のように密集して、オープンスペースが非常に厳しいところでは、実際に災害廃棄物処理に当たるときの最大のポイントの一つかなとは認識をしております。

さらに、新海面処分場は非常に大きなキャパシティーを持っていますけれども、もちろん震災でどのレベルを想定するのか、非常な巨大災害も考えなければならいんですけども、ではどこか直ちに空地があるかというところ、新海面処分場以外にスペース自体、都内ではとてもないというところが現状かなと思います。

そういった面も含めた協力協定ということになると、合意形成とかも含めて、相当に厳

しいかなとは思いますが、要は非常事態のレベルというのは、正直現時点で計画という形は厳しいかなと思っております。廃棄物処理法の今回の規定も、災害時にあってもどうやって適正処理なり、そういうものをしっかり確保していくかという観点で計画を組んでおくようにというところは、確かに第一義というところでございますので、もちろん非常時の対応はいろいろなことがあるのだろうと思いますけれども、事前の計画で組んでおける範囲と、まさにその場で直面したときに、場合によってはそれを越えてでも考えなければいけない場面と両方あるのかなとは思っております。

○田中会長 新海面処分場も全部使い切らないで、できるだけ大切にとっておかなければいけないね。あるから使うというのではなくて、災害時にどうしても処分しなければいけないもの、受け入れるようなものとか、既に終わった処分場、中防の内側、外側のものも、跡地をそのまま使うのではなくて、災害用の受け入れ場所として、とりあえず持ち込むための仮処分場というように大切にとっておかなければいけないね。

それから、中間処理施設も、焼却施設も可燃ごみを３年以内に処分するゆとりとかという考え方があるけれども、そういうものを受け入れるものと、それから受け入れられないものと、何か横にとりあえず持ち込めるようなスペースがあれば、そういう場合の対応できる中間処理施設、病院でもエマージェンシー用の病院とそうでないものとある、それと同じように、中間処理場も災害廃棄物受入中間処理施設という認定をしたものと、そうでないものと何かそういう戦略が要るかもわからないね。

はい、江尻委員。

○江尻委員 今の中間処理施設のことで、災害の規模によって「そんなことをしても」ということもあるかもしれませんが、建てかえる工場のごみピットを、少しといってもどの程度というのがありますが、サイズを大き目につくっておく。そこにためておくことができる。プラットフォームに積むとかというほうも、例えば工場が故障した場合、炉が傷んだ場合などで一時的に使えなくなったようなときに、プラットフォームに積むようなことも実際にあるのですけれども、ピットに入れてしまえば、例えばにおいの問題とか、効率的な焼却の問題などもよりよくできると思うのですね。ですから、もちろん規模をどうするかというのは、いろいろな問題のある中で、課題のある中で考えなければいけないことなのだと思います。焼却炉を大きくするというのではなくて、ごみピットのほうを少し大きくする、深くしておくとか、横は難しいかもしれませんが、そんなことも災害時に万一使えるということも含めて、少し提案をしていただくとどうかなと思っております。

○田中会長 ありがとうございます。

いろいろな意味で、ある程度のピーク時対応ができるように、機会があるごとに処理施設を広域的な対応ができるような処理システムに改善していくことが大事でしょうね。それがエネルギー回収にも効率が上がるし、いわゆる強靱な廃棄物処理システムをつくっていくと。

では、災害廃棄物対策はこの程度でいいでしょうか。

はい、どうぞ。

○佐藤委員 もう既にやっていらっしゃると思いますけれども、最終処分量を減らす意味でも、事前選別が重要だと思いますので、事前選別の方法の指導・連携など、その処理に入る前の支援体制が非常に重要だと思います。そうすると、最終処分量がかなり減ると思

いますので、その点もお願いいたします。

○田中会長 ほかにはよろしいでしょうか。

御意見ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間が来ましたので、最後に事務局から連絡事項などをお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 お手元の資料の10ページ、資料4を御参照いただければと思います。

これは今週の火曜日、15日にプレス発表をいたしました。

東京都では、今年度「持続可能な資源利用」ということで、それに向けたモデル事業を事業者等の皆さんから広く公募をいたしました。7月～8月にかけて公募を実施いたしまして、その後、学識経験者の先生方にも入っていただいた選定委員会を設置いたしまして、公正な立場で議論いただいて、今般6事業をその中から選定いたしました。それを今週発表させていただいたところでございます。

6つの事業は、きょう議論いただきました事業系の廃棄物の関係も含めて、あるいは前回御議論いただいた建設廃棄物の関係も含めて、いずれも都の今の資源循環施策の重要な案件に非常に有効であるということで、この6つを選定したということでございます。

今後の進め方なのですが、それぞれの提案をされた事業者さんとさらに細部を議論してまいりまして、協定を締結して、今年度末、2月ごろまでにモデル事業を実施して成果を取りまとめてまいる予定でございます。

得られた成果も順次情報発信してございます。

また、モデル事業の費用については、都としても負担をしていくという予定であります。

資料の裏側に「別紙」といたしまして、実際に採択をいたしました6つの事業について御紹介してございます。

まず、今回は3つの分野ということにいたしました。これは、ことしの3月に策定いたしました「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」で掲げた3つの柱というものがございます。

1つ目が、一番上にございます「資源ロスの削減の促進」。

2つ目が、その下の「エコマテリアルの利用の促進」。

3つ目が「廃棄物の循環利用のさらなる促進」という3つの分野について、モデル事業の公募を選定したということでございます。

1つ目の資源ロスの削減の観点なのですが、こちらに関しましてはフードロス・チャレンジ・プロジェクトという団体さんから御提案をいただきました「食品ロス削減に向けた協創プロジェクトの市民浸透強化事業」ということで、こちらの団体の皆さんと一緒に取り組もうということは、普及啓発のためのシンポジウムとか議論の場というのはもちろんなのですが、食品の表示の方法等について、食品ロス削減を促すような表示、当然民間事業者さんの協力を得てそういったものを改善していく、あるいは家庭で、冷蔵庫の中で残っている食材を持ち寄ってパーティーをやるとか、子供向けの環境教育ということでは、食品をもったいないということを実感してもらうための鬼ごっこみたいなゲームによる環境学習、そういったさまざまな企画、ツールを開発していくという形のプロジェクトでございまして。

2つ目ですが、エコマテリアルの関係につきましては、1つは、鹿島建設株式会社さんから御提案のあった「建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業」でございます。こちらにつきましては、現在海外から輸入されている熱帯材の合板の型枠が国内では非常に高いシェアを持っている。その中には、違法伐採のリスクが高いものが多く含まれているというのが残念な現状であるというところであります。それに対応して、国産材の型枠をどんどん使っていこうということで、ただし国産材型枠の使い勝手とか品質の問題もありますので、そういったものを実際に使う中で実用性を評価して、経済的な面も含めて使っていけるかということを改めて確認しながら、使い勝手なり使い方を工夫していこうという趣旨のモデル事業でございます。

3点目が、日本建設業連合会さんから御提案をいただきました「建築工事における建設汚泥改良土の利用促進」でございます。これは、前回も建設廃棄物ということで議論をいただきました建設汚泥、私どもは「建設泥土」とも呼んでおりますが、建築現場から出るものについて、これを中間処理をして資材として、土砂として使用できるようになったものについて、品質管理を徹底していく、そして合理的な運搬方法を採用していくということで、建設汚泥の改良土を建築の現場で無償で提供するスキームという形を新たに構築して、建設泥土のリサイクルの新しい仕組みをつくっていこうというモデル事業でございます。

次は「廃棄物の循環利用のさらなる促進」ということでございまして、4つ目は日本環境設計株式会社さんが御提案をいただいた「『みんなが参加する』より高度な循環型社会に向けたモデル事業」ということでございまして、東京都内のオフィスや商業施設、これはお台場をモデル地区ということで考えております。まさに事業系廃棄物の回収の仕組みをどうやったらいいのだろうということで、テストケースということで、既存はもちろんペットボトルはリサイクルされているわけですが、ペットボトルを一つの材料にして、どのような形で回収ボックスをオフィス、商業施設内に設置したらいいかということも含めて、リサイクルのループづくり、あるいは関係の事業者の、まさに従業員の皆さんも含めたワークショップ等々を通じて、事業系廃棄物の共通の分別ルール等について、お台場地区でモデル的に企業の皆さんに参加をして、やってみようというモデル事業という御提案でございました。

5つ目が、これもきょう御議論いただいた中に少し出てまいりましたが、「宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収」ということで、リネットジャパン株式会社さんから御提案をいただいたものでございます。

失礼いたしました。この「リネット・ジャパン」さんの会社名が若干間違っていまして、真ん中の中黒、「・」はございません。「リネットジャパン」という名前でございます。

こちらの会社さんから御提案いただいたのは、既に小型家電リサイクル法の認定を受けていらっしゃる事業者さんなのですが、御家庭の小型家電については宅配便を使って回収をする仕組みを構築されていますが、先ほどお話が出たような小口の事業所のものについても、事業系の小型家電を改修してリサイクルするというモデル事業でございます。その際、当然廃棄物処理法上の扱いについても工夫をしていきたいと考えてございます。

それから、最後の6点目が、Save Earth Foundationという企業の皆さんがつくられている団体なのですが、こちらから御提案をいただきました「廃棄物の見える化の推進による

事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の実現」ということで、こちらでは静脈物流の効率化を図っていくということも一つのターゲットに、廃棄物がどこでどれだけ発生しているか、事業系廃棄物がそれぞれのエリアの中でどのように実際に出ているのかというのを、計量システムをそれぞれ導入をしていったその計量システムのデータを、もちろん排出事業者さんへの廃棄物の見える化ということもありますけれども、そのデータを活用してそれぞれのエリアでどれだけ、どういう廃棄物あるいは資源が賦存量として存在しているのか、そこを効率的に回収していくにはどうするのかといったことを検討するモデル事業を御提案いただきました。

以上の6点の事業について今般採択いたしましたので、実施をしてまいります。廃棄物処理計画の観点にも深くかかわってくる事業も多々ございますので、モデル事業で得られた成果について新たな仕組みづくり、新たな都の施策に当然つなげてまいりたいと思っていますし、廃棄物処理計画の中でも情報として反映できるものについては反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中会長 採択事業が6つございますけれども、何か質問はございますでしょうか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 これは、2月末に取りまとめが出るということなのですね。この2月の取りまとめは、この委員会では何か審議の対象になるのでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 実は、この後で審議のスケジュールも御相談したいところなのですが、廃棄物処理計画を、できれば、我々としては年度内に策定をしたいと思っております。廃棄物審議会としては1月に答申をいただければと考えております。したがって、モデル事業の最終的な結論が出てくるのが、取りまとめたきちんとした報告書という形ではちょっと間に合わないのですが、途中の実際の情報も含めて、随時審議会に御報告をさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員 具体的なテーマが出てくると。

○田中会長 できれば、中身に活用できますよね。

宅配便を使うというのは、排出業者が宅配で送れば、自分の費用負担で送って、そうすると向こう側がリサイクルしてくれるという仕組みですか。

○古澤資源循環推進専門課長 先生がおっしゃるとおりでございます。その際、廃棄物処理法上のマニフェストとか、表示とかその辺がありますので、それについては、適切な規制緩和措置もとっていくという前提でございます。

○田中会長 その場合は、一般廃棄物になるのですか。

○古澤資源循環推進専門課長 いいえ。一般廃棄物のままでマニフェストを不要とするという方向で考えております。

○田中会長 事業系だから産廃なるわけですね。

○古澤資源循環推進専門課長 産廃ですね。

○田中会長 同じものだけれども、家庭から出ると一廃ですよ。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。

○田中会長 受け取るほうは一廃と産廃両方。

○古澤資源循環推進専門課長 受け取るほうは、認定を受けた運搬、あるいはリサイクル

施設のほうに入ります。ですので、一般廃棄物も産業廃棄物も小型家電リサイクル法の認定を受けた施設に同じように入っていくということでございます。

○田中会長 この制度によって、一廃も産廃も同じような方式で処理できる、リサイクルできるというところがみそですね。

ほかにはよろしいでしょうか。

時間がまいりました。では、今後の予定、スケジュールを説明していただけますか。

○古澤資源循環推進専門課長 委員の皆様の机上に、今後の廃棄物審議会のスケジュールというペーパーを御案内申し上げております。一応予定で申しますと、今回資源循環部会もこの間第2回まで御議論をいただいたところでございます。両方の部会でいろいろ審議していただいた個別の事項を踏まえまして、10月以降、合同部会という形で御議論いただければと考えてございます。おおむね10月、11月で2回程度と考えております。

その上で、11月末以降、廃棄物審議会総会で中間のまとめについてまず御議論いただいて、パブリックコメントを踏まえ、答申に向けて御議論いただければと思っております。

次回につきましては、廃棄物のさらなる循環利用の部分、リユース、リサイクルという分野になると思いますが、その促進についてということで、こちらにつきましては当部会と資源循環部会の両方にまたがるマターと認識してございますので、これについての御議論と、それから答申に向けた中間のまとめとこの案について少し御議論をいただければということで、10月21日午前10時から開催させていただきたいと考えております。

正式な通知につきましては、別途お送り申し上げます。

○田中会長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 少し話題を提供したいのですが、事業系の紙ごみで困っているのは、チラシなのですね。外国では、受付のボックスに「チラシを入れないでくれ」と書くと、これに反してチラシを入れると罰金になる、というチラシお断りの条例がある国があるのですね。それから、ファクスでいろいろなチラシが来るのですね。あれもファクスの中に「要らないときにはここに電話してください」と書くことを義務づけていて、それで、それを通知したのに送ってきたらば、それも法令違反だとしている国もあります。本人は要らないのにごみを捨てなければいけないということがあるので、ぜひ不要なチラシを断るシステムをつくっていただくとありがたいです。

○田中会長 その例はどこの国ですか。

○佐藤委員 フランスです。アメリカも、ファクスが禁止というのは結構いろいろな国にあるのですけれども。

○田中会長 それは環境の問題から。

○佐藤委員 ごみのところを中心となつてつくった条例ですね。

○田中会長 では、その根拠の資料を次回でも紹介していただくといいですね。

○佐藤委員 はい。

○田中会長 それでは、ほかに特に御発言がなければ、これで第2回の「廃棄物部会」を閉会したいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。